

一般廃棄物処理（ごみ）基本計画 （中間見直し）

令和4年4月

度 会 町

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	3
1 一般廃棄物処理基本計画策定にあたって	・ ・ ・ ・ ・	3
2 本計画の目標年次	・ ・ ・ ・ ・	3
第1章 ごみ処理の現状	・ ・ ・ ・ ・	3
1 位置及び地勢	・ ・ ・ ・ ・	3
2 気象	・ ・ ・ ・ ・	4
3 人口・世帯の推移	・ ・ ・ ・ ・	5
第2章 処理基本計画	・ ・ ・ ・ ・	6
1 度会町のごみ処理の概要	・ ・ ・ ・ ・	6
2 ごみ処理主体	・ ・ ・ ・ ・	6
第3章 排出抑制・再資源化計画	・ ・ ・ ・ ・	8
1 総排出量の状況	・ ・ ・ ・ ・	8
2 排出抑制の方法	・ ・ ・ ・ ・	10
(1) 家庭から排出されるごみ	・ ・ ・ ・ ・	10
(2) 事業所から排出されるごみ	・ ・ ・ ・ ・	11
(3) ごみ排出量の予測	・ ・ ・ ・ ・	12
(4) ごみ減量・資源化の取組	・ ・ ・ ・ ・	14
第4章 収集・運搬計画	・ ・ ・ ・ ・	15
1 分別収集の現状	・ ・ ・ ・ ・	15
2 事業系ごみの収集運搬	・ ・ ・ ・ ・	16
3 集積場所	・ ・ ・ ・ ・	16
第5章 中間処理計画	・ ・ ・ ・ ・	16
1 中間処理の目標	・ ・ ・ ・ ・	16
2 度会町の資源化	・ ・ ・ ・ ・	17
3 中間処理施設の概要	・ ・ ・ ・ ・	18
第6章 最終処分計画	・ ・ ・ ・ ・	20
1 最終処分場の概要	・ ・ ・ ・ ・	20
2 最終処分場の実績と課題	・ ・ ・ ・ ・	20

はじめに

1 一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたって

一般廃棄物処理（ごみ）基本計画は、度会町が長期的・総合的視野に立ち、計画的にごみ処理を推進していくために策定するものである。

度会町では、平成 19 年 4 月に『度会町一般廃棄物処理基本計画』を策定し、その進捗状況に応じて、平成 24 年 4 月に見直しを行った。

国において、『環境基本法』や『循環型社会形成推進基本法』の策定をはじめ、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指している。

こうした国の動向におけるごみ処理の現状や新たな課題などを踏まえ、新たに平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を基本計画とする『度会町一般廃棄物処理基本計画』を策定し、環境への負荷を抑制した『循環型社会の形成』を目指す。

今回の見直しでは、『循環型社会の形成』の実現に向けて、ごみの減量及び資源化の推進と、更なる環境負荷の軽減を図り、より一層ごみの減量や資源化の充実拡大を行うものとする。

2 本計画の目標年次

本計画の計画期間は 5 年間とし、目標年次は令和 8 年度とする。

第 1 章 ごみ処理の現状

1 位置及び地勢

度会町は、三重県の南東部に位置し、大台ヶ原を源とする宮川の下流に所在し、東は伊勢市、西は大紀町、大台町と接し、北は国東山を境として玉城町と多気町に接し、南は南伊勢町に接する内陸地である。

地形は、紀伊山地の東端に当たり、総面積は 13,498ha である。主要地方道伊勢大宮線が東西に、主要地方道伊勢南島線と度会玉城線が南北に走っており、重要な交通路線となっている。

地質は、藤越峠から神ヶ岳を結ぶ断層線で大きく二分されており、断層線より北部は古生代黒色片岩で、これを切り開いた宮川の谷底において、段丘面に現世代の砂、礫、粘土層の分布が見られ、南部は秩父古生層群の砂岩、珪岩から成り、一之瀬地区で石灰岩の分布が見られる。

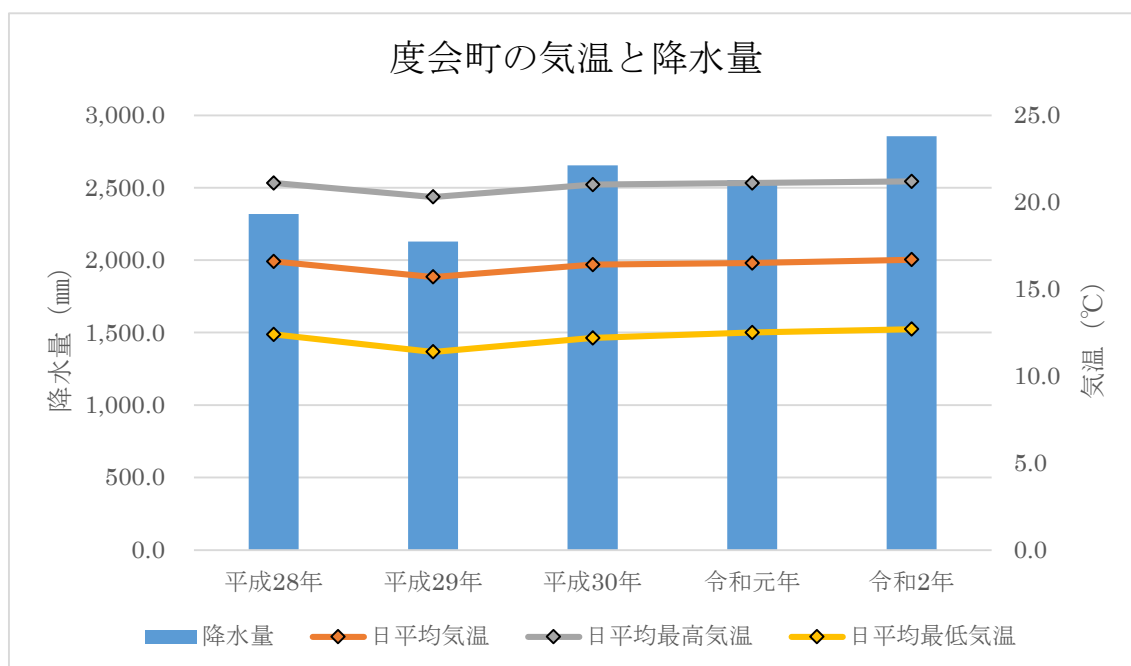
2 気象

度会町の気候は、年平均気温 16℃前後でやや内陸気候の特色を示している。

また、年間降水量は約 2,500 mmである。

【気象の概要】

年 次	気 温 (℃)			降 水 量 (mm)
	日 平 均	日 平 均 最 高	日 平 均 最 低	
平成 28 年	16.6	21.1	12.4	2,317.0
平成 29 年	15.7	20.3	11.4	2,127.5
平成 30 年	16.4	21.0	12.2	2,654.0
令和元年	16.5	21.1	12.5	2,551.0
令和 2 年	16.7	21.2	12.7	2,855.0
平 均	16.4	21.0	12.2	2,501.0

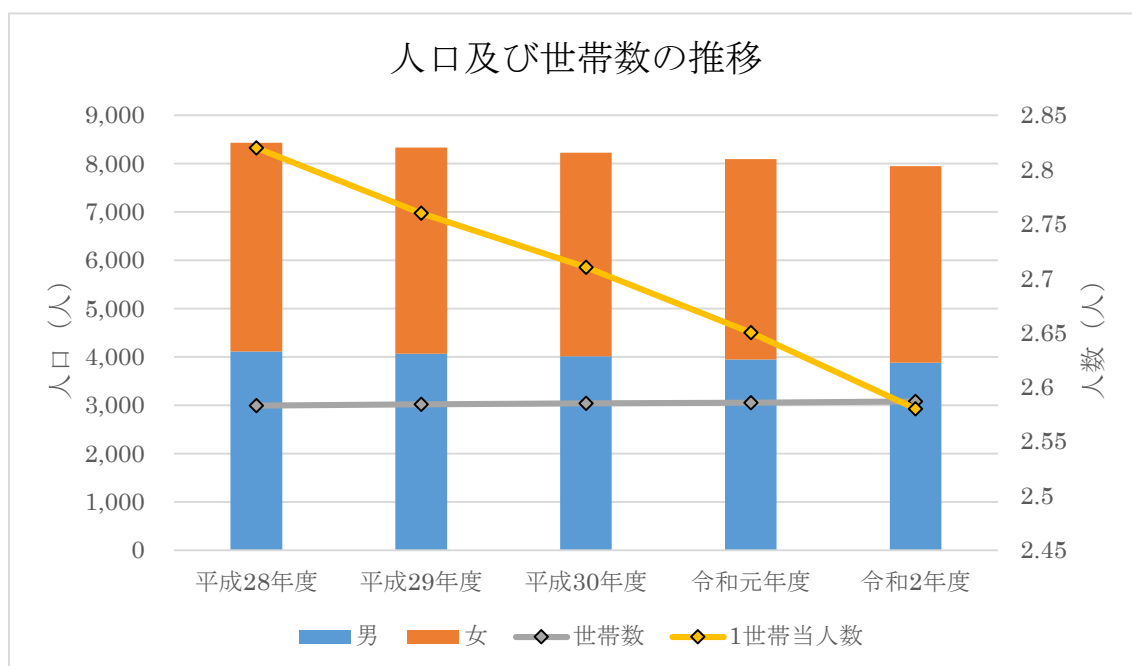


3 人口・世帯の推移

度会町の令和2年度末人口は7,948人、世帯数3,080世帯となっており、人口については、近年減少傾向にあるが、世帯数は微増している。平成28年度と比較し、人口482人の減、世帯数88世帯の増となっている。

【人口・世帯数の実績】

年 度	人 口 (人)			世帯数 (戸)	1世帯当たり人口 (人/戸)
	総 数	男	女		
平成28年度	8,430	4,112	4,318	2,992	2.82
平成29年度	8,332	4,065	4,267	3,020	2.76
平成30年度	8,223	4,012	4,211	3,037	2.71
令和元年度	8,095	3,946	4,149	3,054	2.65
令和2年度	7,948	3,878	4,070	3,080	2.58



第2章 処理基本計画

1 度会町のごみ処理の概要

町内から排出された家庭系ごみは、『可燃ごみ』『資源ごみ（缶類、プラ類、ペットボトル、古紙類、古布類、ビン類、小型家電等）』の種別ごとに分別収集し、『粗大ごみ』は度会町美化センターへ直接持込まれている。

『可燃ごみ』『資源ごみ（プラ類、ペットボトル、ビン類、小型家電等）』は、4市町で運営する伊勢広域環境組合清掃工場へ搬入し、『資源ごみ（缶類、古紙類、古布類）』は、直接民間業者へ委託し、資源化を図っている。

事業系ごみについては、排出者自らが伊勢広域環境組合清掃工場へ搬入又は、排出者が収集運搬許可業者に委託し搬入している。

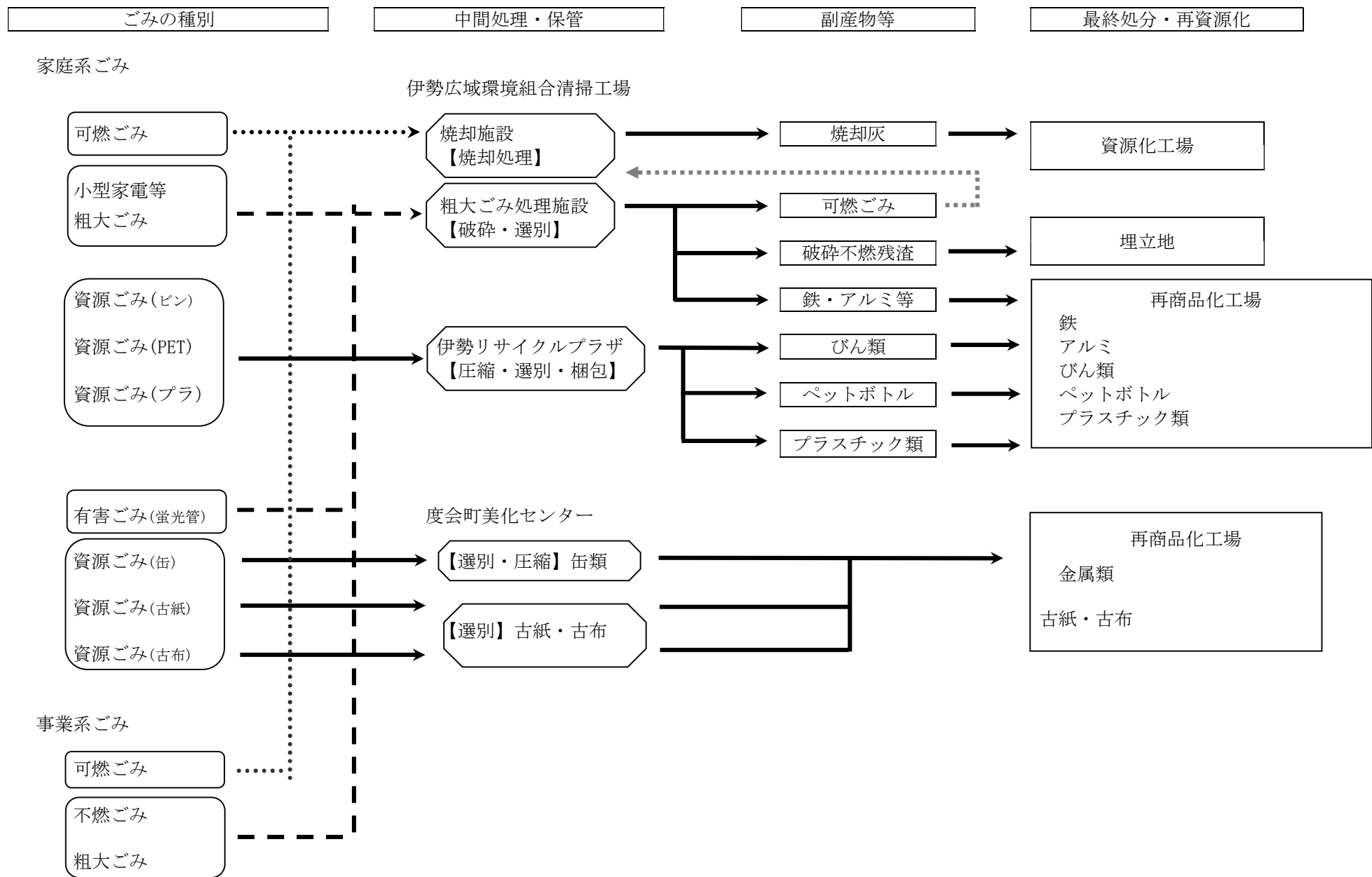
令和2年度のごみ処理量（町直営分）は、約2,213tであり、このうち資源化量は約347tで総処理量の約15.7%を資源化している。可燃ごみ量は約1,767tで、伊勢広域環境組合清掃工場の焼却施設で処理を行っている。なお、粗大ごみについても破砕処理した後、選別され可燃物は焼却処理している。

2 ごみ処理主体

度会町における収集・運搬から中間処理、最終処分・再資源化までの処理主体は、直営又は委託に分けられており、ごみの種類ごとの処理区分は下図のとおりとなっている。

	収集・運搬	中間処理・保管	最終処分	再資源化
可燃ごみ	直営	直営	—	委託
缶類	直営	直営	—	委託
ビン類	直営	直営	—	委託
ペットボトル	直営	直営	—	委託
古紙・古布	直営	直営	—	委託
プラスチック類	直営	直営	—	委託
蛍光管	直営	直営	—	委託
小型家電等	直営	直営	委託	—
粗大ごみ	—	直営	委託	委託

*直営：度会町美化センター、伊勢広域環境組合



第3章 排出抑制・再資源化計画

1 総排出量の状況

ごみの総排出量は、平成25年度から令和2年度までの8年間で約133t増加している。平成28年度に減少したが、その翌年度（平成29年度）から増加傾向にある。度会町の人口は年々減少しているが、世帯数は増加しており、各家庭から出るごみが増えたためであると考えられるため、さらなるごみの減量・発生抑制に取り組む必要がある。

また、平成18年度まで『その他ごみ』として収集していた不燃ビン類は、平成19年度から『ガラス・くずビン類』『陶磁器類』『その他ガラス類』に分別され、『ガラス・くずビン類』『陶磁器類』は資源ビンとして、『その他ガラス類』は不燃ビンとして分別収集されている。

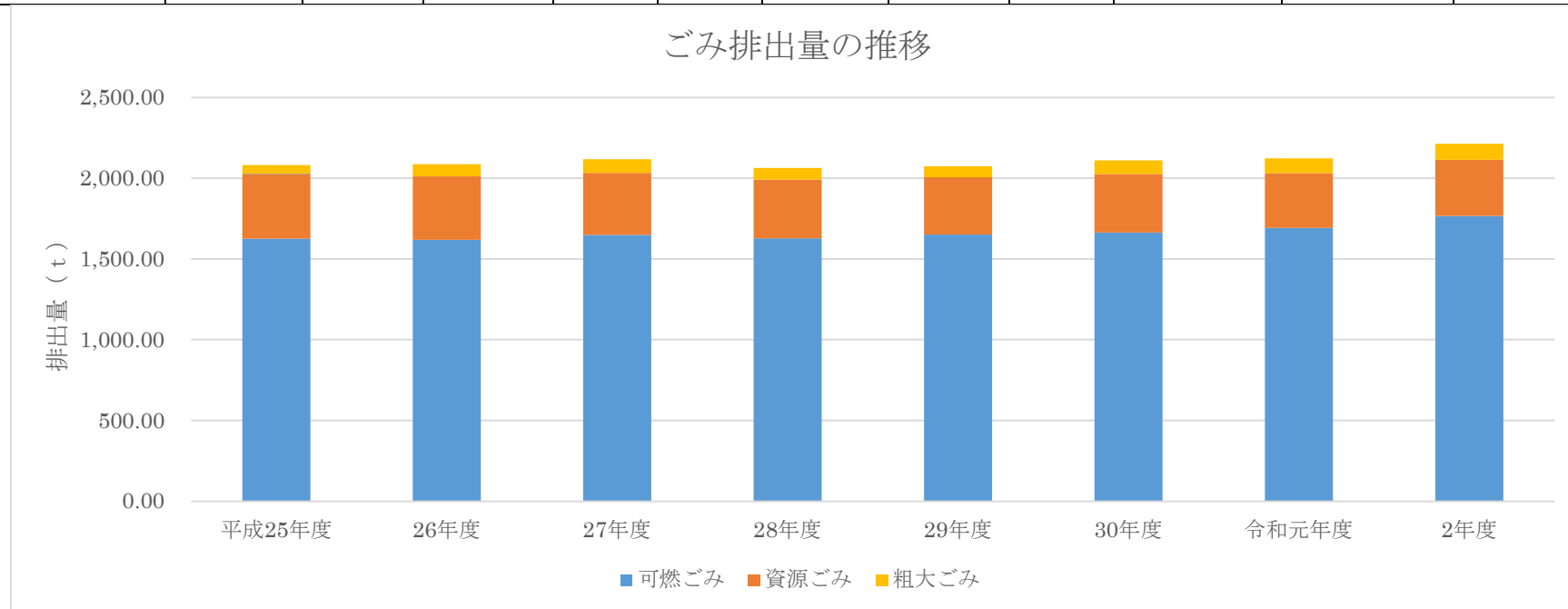
また、平成21年度から化粧品ビンの選別、平成22年度からトレイ類をプラ類として収集している。

平成25年度から令和2年度までのごみの種類別排出量は次頁のとおりである。

【ごみ種類別排出量の実績】

単位：t

年度別	可燃ごみ	資源ごみ								粗大ごみ	合 計
		缶類	ビン類	古紙	古布	ペットボトル	プラスチック	蛍光管	小型家電等		
平成 25 年度	1625.47	36.00	100.71	162.46	27.01	17.72	39.58	1.57	15.71	53.83	2080.06
26 年度	1617.58	33.27	99.16	161.54	26.93	16.10	38.91	1.28	15.58	75.84	2086.19
27 年度	1648.38	33.36	96.86	156.39	26.39	15.74	40.01	1.36	14.40	85.29	2118.18
28 年度	1628.21	32.68	91.37	146.51	22.87	15.80	38.85	1.27	13.74	71.80	2063.10
29 年度	1650.59	31.90	94.14	135.16	21.85	15.99	39.66	1.21	15.63	68.72	2074.85
30 年度	1663.40	33.34	94.14	135.31	18.75	17.95	40.93	1.34	20.14	85.77	2111.07
令和元年度	1691.39	32.87	89.44	124.03	9.30	17.71	41.86	1.37	23.53	91.10	2122.60
2 年度	1766.80	37.87	95.82	113.27	12.33	17.83	40.53	1.33	27.99	99.56	2213.33



2 排出抑制の方法

(1) 家庭から排出されるごみ

・可燃ごみ

平成 25 年度から令和 2 年度までの 8 年間の可燃ごみ排出量は増加傾向にあるため、各家庭において生活様式を見直し、ごみの発生を抑制する工夫が必要となっている。また、ごみとして廃棄されるものの中に再利用できるもの、資源等に再利用できるもの等が多く含まれていることから、ごみの減量や資源の有効利用を一層促進することが必要である。

・ビン類

度会町のビン類の排出量は近年増減が少なく、令和 2 年度の排出量はビン類（無色・茶色・青緑黒色）53.40 t、ガラス・くずビン類 4.85 t、陶磁器類 37.57 t となっている。

平成 19 年度からガラス・くずビン類、陶磁器類は資源ビンとして、その他ガラスは不燃ビンとして分別・収集している。

・缶類

缶類はスチール缶、アルミ缶に分別され、資源ごみとして収集し、資源化されている。令和 2 年度の排出量は 37.87 t で、平成 25 年度と比較し 1.87 t 増加となっている。

・ペットボトル

ペットボトルは資源ごみとして収集し、キャップについても資源化を進めている。令和 2 年度の排出量は 17.83 t で、平成 25 年度と比較し、0.11 t 増加している。

収集されたペットボトルの中には、プラスチック製容器包装の混入や、飲み残しの状態、キャップがついたままの状態で排出されることも多いため、排出の方法や分別の徹底を進める。

・プラスチック製容器包装

平成 22 年度からトレイ類をプラ類として収集している。令和 2 年度の排出量は 40.53 t で、平成 25 年度と比較し、0.95 t 増加している。可燃ごみとして収集されるごみの中にも多く混入しており、分別の徹底を進める。

- ・古紙、古布

古紙は、新聞紙、段ボール、雑誌、牛乳パック、シュレッダー古紙に分別し、収集している。

また、古布についても同じ日に収集し、資源化をしている。令和2年度の古紙排出量は113.27t、古布排出量は12.33tとなっており、平成25年度と比較し、古紙は49.19t減少し、古布は14.68t減少している。

可燃ごみとして収集されるごみの中にも多く混入していると推測されることから、分別の徹底を進める。

- ・生ごみ

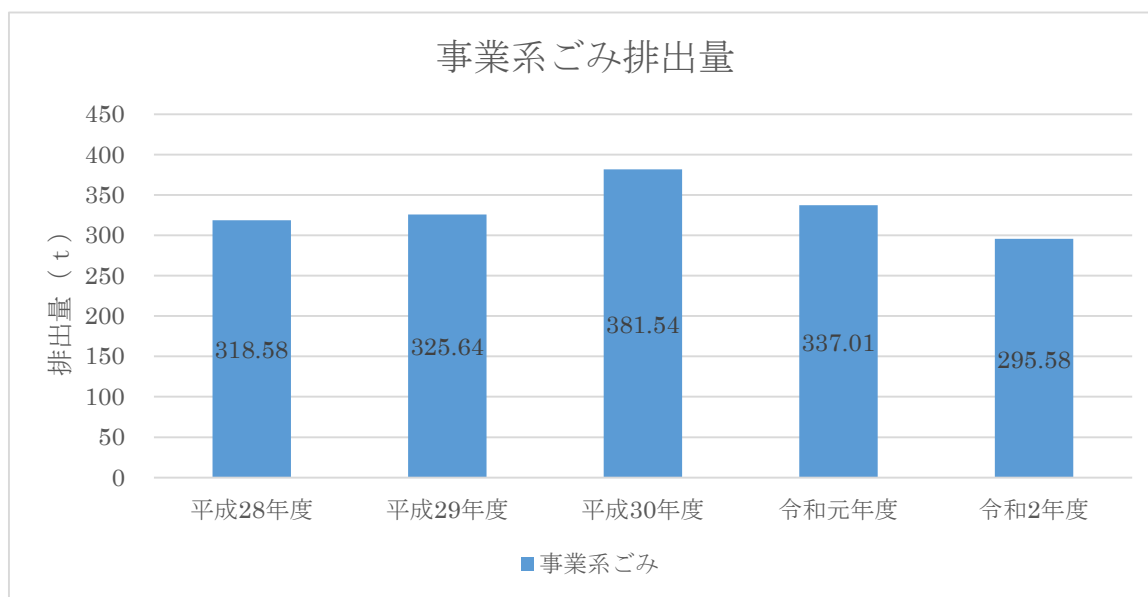
生ごみは、家庭から出る可燃ごみとして排出され、多くの割合を占めていると推測される。平成15年度から「生ごみ処理機購入補助金制度」が開始され、令和2年度までに162件の申請があり、家庭での生ごみ堆肥化が進んでいる。

食生活での無駄をなくし、生ごみの発生を減らすため、生ごみ処理機のより一層の普及を図る。また、食品ロスをなくすように啓発をする。

(2) 事業所から排出されるごみ

事業系ごみは、排出者自ら伊勢広域環境組合へ搬入または、収集運搬許可業者に委託し搬入している。

過去5年間の排出量は下図に示すとおりである。排出されたごみの内訳は、大半が可燃ごみとなっている。度会町美化センターへの事業者または、許可業者からのごみの受け入れはしていないが、一般廃棄物と産業廃棄物の分別の指導啓発等の検討が必要である。



(3) ごみ排出量の予測

度会町のごみの総排出量は、近年微増傾向にある。また、令和9年度に向けて人口はさらに減少し、世帯数は増加すると見込まれるが、ごみ排出量の減量施策、取組みにより、総排出量の減量を目指す。

将来の予測では、令和9年度人口は7,341人となり、令和2年度と比較し607人の減少と予測され、令和9年度のごみ総排出量は1,830tとなり、令和2年度と比較し約380tの減少が見込まれる。

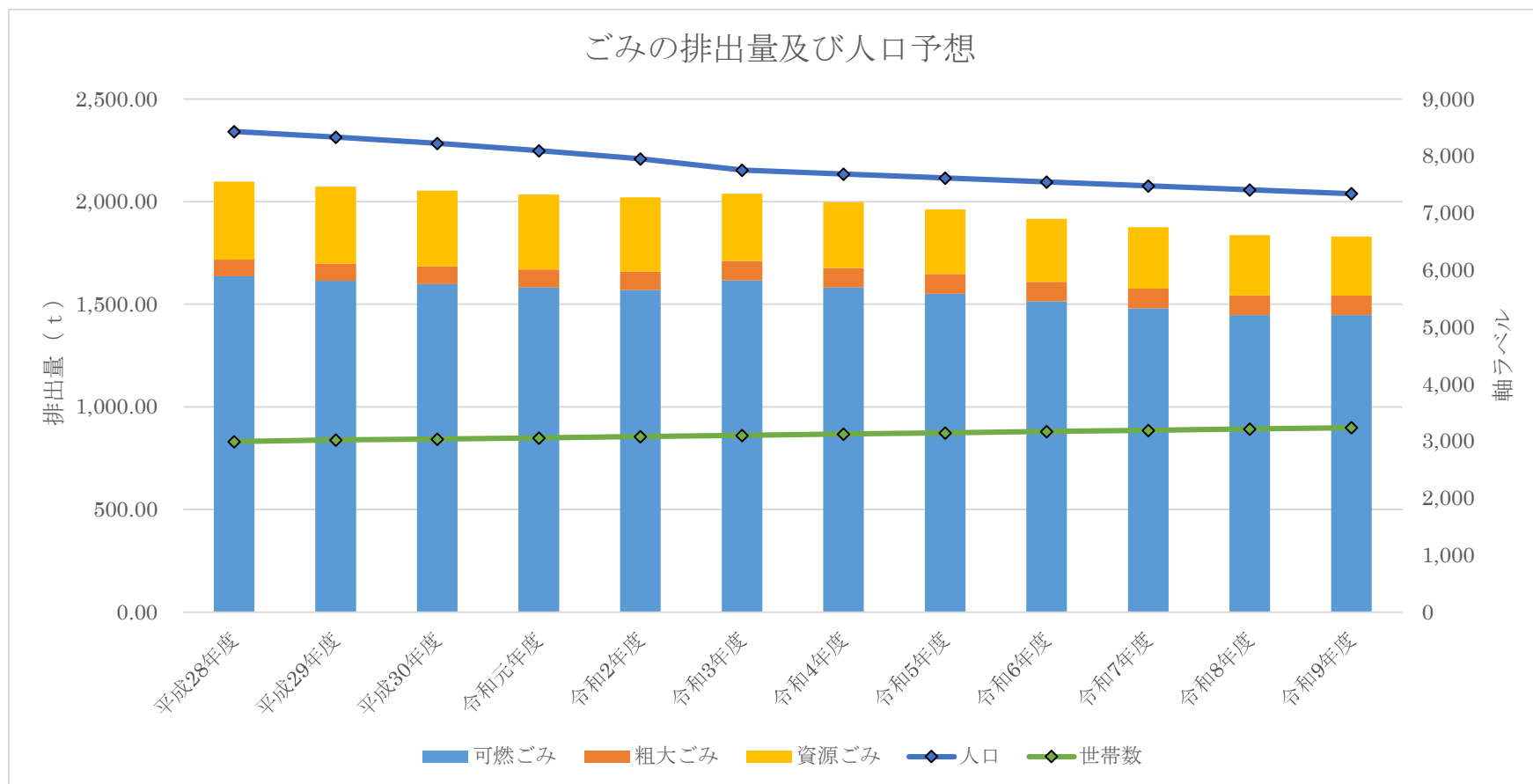
【人口の予測】

	令和2年度（実績）	令和9年度（予測）	増減量
人 口	7,948	7,341	△ 607
世帯数	3,080	3,237	157
1世帯当たり家族数	2.58	2.27	△ 0.31

【ごみ排出量予測】

単位：t

		R2年度（実績）	R9年度（予測）	増減量
可燃ごみ		1,766.80	1,446.55	△320.25
資源ごみ	缶類	37.87	42.50	4.63
	ビン類	95.82	80.66	△15.16
	古紙	113.27	72.57	△40.70
	古布	12.33	6.31	△6.02
	ペットボトル	17.83	17.92	0.09
	プラスチック	40.53	42.29	1.76
	蛍光管	1.33	1.18	△0.15
	小型家電等	27.99	24.93	△3.06
粗大ごみ		99.56	95.09	△4.47
合 計		2,213.33	1,830.01	△383.32
1人当たり排出量（年間）		0.28	0.25	△0.03
1世帯当たり排出量（年間）		0.72	0.57	△0.15



(4) ごみ減量、資源化の取組

・家庭における生ごみの資源化

平成 15 年度より実施している『度会町生ごみ処理機等購入費補助金制度』により、電動生ごみ処理機は 139 件（購入費の 1/2・補助限度額 30,000 円）処理容器は 23 件（購入費の 1/2・補助限度額 5,000 円）の補助を行い、生ごみの減量及び資源化が図られている。

今後も補助制度を推進し、積極的に普及を図る必要がある。

【生ごみ処理機補助金状況】

年 度	件 数	補助金額
平成 15 年度	68 件	1,974,500 円
平成 16 年度	29 件	777,600 円
平成 17 年度	11 件	278,900 円
平成 18 年度	10 件	255,900 円
平成 19 年度	5 件	114,900 円
平成 20 年度	4 件	112,900 円
平成 21 年度	3 件	88,400 円
平成 22 年度	1 件	30,000 円
平成 23 年度	2 件	49,500 円
平成 24 年度	2 件	27,100 円
平成 25 年度	1 件	900 円
平成 26 年度	4 件	32,300 円
平成 27 年度	6 件	12,300 円
平成 28 年度	4 件	85,500 円
平成 29 年度	2 件	30,900 円
平成 30 年度	5 件	122,900 円
平成 31 年度	3 件	62,400 円
令和 2 年度	2 件	5,000 円
計	162 件	4,061,900 円

※ 内生ごみ処理機 139 件 4,012,500 円

※ 内生ごみ処理容器 23 件 49,400 円

・町民への啓発

町民への啓発活動として、度会町ごみ収集日程カレンダー、町広報紙、町ホームページ、ごみ分別アプリ等により、ごみ減量や資源化への理解と協力を働きかける。今後はごみ問題について、考えてもらう機会や問題解決をするための話し合いをする場を作るなど、啓発方法を検討する必要がある。

・学校教育

学校教育では、小中学校の生徒が度会町美化センターでの体験学習等を行い、ごみの分別やごみ問題に対して正しい認識を持ってもらえるよう、学習の機会を設ける。

第4章 収集・運搬計画

1 分別収集の現状

本町の家庭系ごみの分別収集方法は下記のとおりとなっている。家庭からごみ集積所へ排出される可燃ごみ及び資源ごみは、全て直営で収集運搬している。

収集拠点は度会町美化センターで、各集積所へ出されたごみを収集し、再度分別が必要なものや、梱包・圧縮等が必要なものは、度会町美化センターへ搬入し、可燃ごみ等は直接伊勢広域環境組合へ搬入している。

循環型社会を形成するため、分別品目の拡大が必要となっているが、その一方で収集運搬経費の増大が懸念されているため、効率の良い収集運搬体制を検討する必要がある。

分別品目と収集方法

分別区分	収集回数		収集場所	出し方と注意点
	中川・内城田 (棚橋除く)	一之瀬・小川郷 (棚橋含む)		
可燃ごみ	2回/週 (火曜・金曜)	2回/週 (月曜・木曜)	ごみステーション	町指定ごみ袋に入れ出す。生ごみはよく水切りを行う。
アルミ類	1回/月 (第1木曜)	1回/月 (第1金曜)	ごみステーション	中を洗い、各材質に分けて回収箱へ入れる。(缶以外のものは、材質別に結束し、回収箱へ)
スチール類	1回/月 (第4水曜)	1回/月 (第3水曜)	ごみステーション	
ビン類	1回/月 (第2水曜)	1回/月 (第1水曜)	ごみステーション	キャップをはずし、中を洗い、6種類に分けて回収箱へ入れる。
ペットボトル	1回/月 (第3金曜)	1回/月 (第3木曜)	ごみステーション	キャップをはずし、中を洗い、乾かしてから回収箱へ。キャップは別
古紙・古布	1回/2ヶ月 (奇数月第2木)	1回/2ヶ月 (偶数月第2金)	ごみステーション	異物は取り除き、種類別に結束する。

プラスチック類	1回／週 (月曜)	1回／週 (火曜)	ごみステーション	町指定ごみ袋に入れ出す。汚れの取れないものは可燃ごみへ。
蛍光管	1回／月 (第4木曜)	1回／月 (偶数月第2木) (奇数月第2金)	ごみステーション	まっすぐなもの、サークル状のものが対象。割らずに回収箱へ
粗大ごみ	収集しない	収集しない	度会町美化センターへ直接持込	排出者自らが度会町美化センターへ持ち込む。

2 事業系ごみの収集運搬

度会町は、事業系ごみの収集運搬は行っておらず、一般廃棄物許可業者による収集運搬又は、事業者自らが運搬し、直接伊勢広域環境組合へ搬入している。

なお、許可業者数は令和2年度末で20業者となっている。

3 集積場所

度会町の集積場所は、令和2年度末で約150箇所あり、詳細は下図のとおりとなっている。集積場所には、屋根や囲いが無いものや、小学生の通学路近くに設置してあるものもあり、雨対策や安全対策が必要である。

また、一部の集積場所では、排出ルールが守られていないごみが見受けられることもあり、自治会と連携を図りながら、分別区分や排出方法の周知を徹底する。

ごみ集積所（ごみステーション）箇所数

ごみの種類	集積所箇所数
可燃・プラ類・缶類・ビン類・古紙古布・ペットボトル	約60箇所
ビン類・ペットボトル	約90箇所
合 計	約150箇所

第5章 中間処理計画

1 中間処理の目標

資源ごみ

伊勢リサイクルプラザ及び度会町美化センターにおける資源ごみについて、不適物の除去後、圧縮梱包し、再商品化工場へ搬入する。

資源ごみの中間処理は、民間中間処理業者へ委託するものとする。

不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみや粗大ごみは、伊勢広域環境組合の粗大ごみ処理施設で破碎処理され選別することにより、スチール類やアルミ類等の有価物を回収し、可燃物と不燃物に機械選別をする。

可燃ごみ

可燃ごみは、焼却施設による処理が基本となるが、焼却灰、焼却残渣の減量を図るため、より一層の分別の徹底が必要となる。

2 度会町の資源化

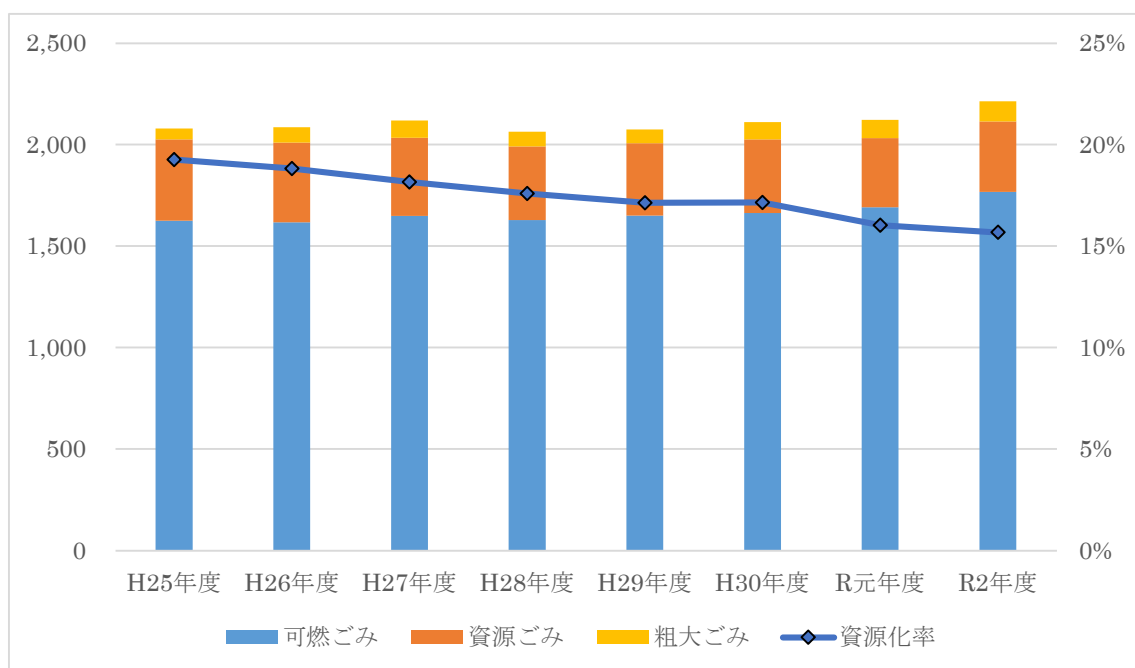
可燃ごみは、焼却することで減量化され、約 10%が灰となっており、溶融スラグとして資源活用されている。資源ごみは、伊勢リサイクルプラザ等で選別され、再商品化工場へ搬入される。粗大ごみは、破碎処理後有価物を回収し、資源化されている。

令和 2 年度のごみ排出量約 2,213 t のうち、約 347t (15.7%) が資源ごみとして回収され、資源化されている。

【年度別資源化率】

単位：t

	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合 計	資源化率 (資源ごみ/合計)
平成 25 年度	1,625.47	400.76	53.83	2,080.06	19.27%
26 年度	1,617.58	392.77	75.84	2,086.19	18.83%
27 年度	1,648.38	384.51	85.29	2,118.18	18.15%
28 年度	1,628.21	363.09	71.80	2,063.10	17.60%
29 年度	1,650.59	355.54	68.72	2,074.85	17.14%
30 年度	1,663.40	361.90	85.77	2,111.07	17.14%
令和元年度	1,691.39	340.11	91.10	2,122.60	16.02%
2 年度	1,766.80	346.97	99.56	2,213.33	15.68%



3 中間処理施設の概要

度会町美化センターの焼却施設（2 炉）は、昭和 47 年度と昭和 58 年度に国庫補助を受け建設し、焼却処分を行っていたが、施設の老朽化が著しく、また、ダイオキシン問題等、将来のごみ処理に対して対応しきれなくなったため、平成 10 年 4 月 1 日に伊勢広域環境組合へ加入し、ごみ処理を行っている。

なお、度会町美化センターの焼却施設（2 炉）は、平成 31 年度に国庫補助金（循環型社会形成推進交付金事業マテリアルリサイクル推進施設）を受けて解体し財産処分も完了している。各処理施設の概要は次頁のとおりである。

【施設の概要】

施設の名称	度会町美化センター 焼却施設	度会町美化センター 焼却施設	可燃ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
所在地	度会郡度会町棚橋 1118		伊勢市西豊浜町 653		
施設の管理（運営）	度会町		伊勢市・玉城町・明和町・度会町		
処理方法及び 処理能力	機械式バッチ燃焼式 10 t／日	機械式バッチ燃焼式 10 t／日	全連続燃焼ストーカー炉 240 t／日 (120 t / 24 h × 2 基)	横型回転式破砕機 30 t／5 h (1 基) 剪断式破砕機 15 t／5 h (1 基)	その他プラスチック製容器包装 梱包設備 24 t／5 h (1 基) ビン選別設備 10 t／5 h (1 基)
総事業費	24, 500 千円	156, 174 千円	6, 093, 406 千円	1, 986, 591 千円	768, 232 千円
設置年月日	昭和 48 年 2 月 9 日	昭和 59 年 2 月 20 日	平成 8 年 3 月	平成 7 年 1 月	平成 12 年 3 月
供用開始年月日	昭和 48 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月	平成 7 年 2 月	平成 12 年 4 月
休止年月日	平成 10 年 3 月 31 日		—	—	—
解体完成年月日	令和 2 年 3 月 26 日		—	—	—
財産処分報告年月日	平成 31 年 1 月 23 日		—	—	—

第6章 最終処分計画

1 最終処分場の概要

度会町の最終処分場は、ガラス等の破碎残渣を埋立処理していたが、平成10年4月1日より伊勢広域環境組合に加入し、処理を行っているため、現在は埋立していない。

伊勢広域環境組合の中間処理施設から発生したガラス等の破碎残渣は、民間の最終処分場に処理を委託している。

【施設の概要表】

施設の名称	度会町美化センター最終処分場
所在地	度会郡度会町棚橋 1118
施設の管理（運営）	度会町
埋立面積	2,900 m ²
埋立容積	10,336m ³
埋立物	焼却残渣、破碎残渣（ガラス等）

2 最終処分場の実績と課題

伊勢広域環境組合の中間処理により発生するガラス等の破碎不燃残渣及び破碎不適合物は、民間の最終処分業者に処理を委託している。埋立による最終処分量の減量を図るため、平成19年度からビン類の分別について、その他ガラス類をガラス類、陶磁器類、その他ガラス類に分別し、ガラス類と陶磁器類は資源化し埋立量の減量を進めている。